

第6章 推進体制及び進行管理

6.1 計画の推進体制

計画の推進には、県民、事業者、国・県・市町等のすべての主体が、地域から地球環境の保全に取り組んでいくという共通の価値観を持ち、相互の連携と適切な役割分担のもと、地球温暖化対策に関する各種の施策や取組みを着実に進めることが必要です。

□ 県民

県民は、現在の快適で便利な生活の中から地球温暖化問題が発生していることを強く認識し、資源やエネルギーを大量に消費する生活スタイルを見直し、各家庭で継続的に取り組める温暖化対策を着実に実践していくことが必要です。

□ 事業者

事業活動においては、製品の製造、流通、消費、廃棄の各過程や、サービスの提供などすべての場面で温室効果ガスが排出されていることから、省エネ・省資源対策を主体的かつ計画的に推進していくことが必要です。

□ 行政(県・市町)

県は、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民や事業者の活動を積極的に支援します。また、みずからも事業者・消費者として、率先して環境へ配慮した行動を実践します。

市町は、地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の環境特性を十分考慮した施策を展開するとともに、みずから率先して環境への負荷の低減に取り組むことが期待されます。

□ 地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員

香川県地球温暖化防止活動推進センターは、県との連携・協力のもと、地球温暖化対策の重要性に関する普及啓発活動や具体的な取組内容についての情報提供等を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員を通じて、それぞれの地域や職場、家庭等での普及啓発や、実践行動へのアドバイスをを行います。

6.2 計画の進行管理

6.2.1 温室効果ガス排出状況等の把握及び公表

本計画における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標を達成するため、本県の温室効果ガス排出実態等を定期的に把握し、その達成状況を点検、評価しながら計画を推進するとともに、必要に応じて対策を見直す、いわゆるPDCA（Plan→Do→Check→Action）サイクルにより適切な進行管理を行い、計画の着実な推進を図ります。

また、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の推計結果については、環境白書やホームページ等を通じて毎年公表します。

6.2.2 計画の見直し

本計画は、現状で把握可能な情報をもとに策定したものであり、今後の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の推移、地球温暖化対策に関する国際的な動向、国の対策・施策や法整備の状況、エネルギー政策の見直し状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間途中での見直しを行います。